

令和7年神審第19号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官和田智生出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月12日07時53分

兵庫県灘漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA                      モーターボートB

総 ト ン 数	0.76トン	0.6トン
登 録 長	5.36メートル	6.48メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
出 力	11キロワット	44キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾に船外機を装備した和船型のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和6年10月12日06時00分灘漁港の係留地を発し、同漁港南東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時15分目的の釣り場に到着して移動しながら釣りを行い、07時43分灘港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から093度（真方位、以下同じ。）1,080メートルの地点付近で、船首を北北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、同乗者が右舷船首部で、自身は右舷船尾部で立ってそれぞれ釣りを再開した。

a受審人は、07時51分半少し過ぎ西防波堤灯台から093度1,080メートルの地点で、船首が338度を向いていたとき、左舷船尾8度600メートルのところ、Bを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bに対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、07時53分僅か前左舷船尾至近に迫った同船を認め、機関を前進にかけて左舵をとったものの、及ばず、07時53分西防波堤灯

台から093度1,080メートルの地点において、Aは、船首が315度を向き、僅かな前進行きあしとなったとき、その船尾左舷側にBの左舷船首部が後方から31度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾に船外機を装備した和船型のFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、家族3人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、送迎の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日07時30分兵庫県沼島漁港の係留地を発し、灘漁港に向かった。

ところで、Bは、10ノット以上の対水速力で航行すると船首が浮上を始め、15ノットと同速力で航行中、船尾部右舷側の物入れの蓋に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、正船首から左舷側に約19度、同右舷側に約9度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、b受審人は、平素、船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

b受審人は、同乗者3人を船体中央部やや後方の物入れ等の蓋に座らせ、自らは船尾部右舷側の物入れの蓋に腰を掛け、左手で船外機の舵柄を握った姿勢で操縦に当たり、07時47分少し前西防波堤灯台から148度1.81海里の地点で、針路を346度に定め、機関回転数を毎分4,600として15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、07時51分半少し過ぎ西防波堤灯台から117.5度1,390メートルの地点に達したとき、正船首600メートルのところに、Aを視認することができ、船首を北北西方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首

したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを避けることなく続航し、07時53分僅か前船首至近に同船を認め、機関を後進にかけたものの、効なく、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船尾外板に亀裂等を生じたが、のち修理され、Bは、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。

#### (航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される灘漁港東方沖合において、航行中のBと漂泊中のAが衝突したものであるが、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、灘漁港東方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAを避けなかったことよって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、灘漁港東方沖合において、同漁港に向けて航行する場合、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務

があった。しかるに、同人は、針路を定めたときに周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のAに気付かず、同船を避けることなく進行してAと衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、灘漁港東方沖合において、釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、同船と衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年11月19日

神戸地方海難審判所

審判官 阪本 義治